

○高等学校の適正就学

高等学校は義務教育ではありません。

その学校で学ぶ教育課程があり、修得できる生徒を選抜することが義務づけられています。近年、個別に支援が必要な高校生について考察が必要になってきています。

私は高等学校の教諭として普通科の学級担任をした経験があります。また中学校3年を担任し高校に進学する過程も経験しています。私自身 小中高、特別支援学校の全ての教壇に立ってきた経験も含めてまとめます。

まず高等学校はその学校で学ぶべき教育課程があります。希望者が、その教育課程を学べる状況か否かを選抜試験等で判断し、入学を許可します。

入学選抜で学校の教育課程の学習や学校生活が可能だと判断しているはずですが、身心に障がいがあれば、それも含めて選抜されるはずですが。例えば車いす対応等で学習が可能であれば入学を許可し、車いす対応を行うべきです。知的にあるいは学習や学校活動に耐えられない状態等であれば、入学は許可されません。その選抜には中学校側も莫大な労力を投じて情報提供をしているはずですが。

○原因との対応

その経過を経て、教育課程修得のための学校生活に適さない生徒の状況があるならば、その原因は明確に3点に絞られます。

- ①生徒の状況が入学選抜後に著しく悪化した
- ②中学校側が選抜のための情報を充分提供しなかった
- ③高校側が生徒の選抜を適切に行わなかった

その原因は断定できると思われます。

その原因の改善法は明確です。

- ①の場合 生徒状況が著しく悪化した原因を探り対処する
- ②の場合 適切な情報提供を中学校側に求める
- ③の場合 生徒の選抜が不適切な状況を改善する

③の場合 支援が必要な生徒が学校で困る状況が断続的にある対処には三つになります。

- A 教育課程の修得に適する生徒選抜を正しく行う
- B 現状の生徒が修得可能な教育課程に変更する
- C 生徒が課程を修得可能な環境を整備する(車いす対応 盲聾対応など)

適正就学についてはルールや基本概念が明白です。入学選抜が適正でなければ、入学後に学校も生徒も混乱をきたします。適切な高校選抜現在の山形県では高校入学希望者が激減しています。入学者の減少が学校存続にかかわり、地域や自治体の要望に直面する可能

高等学校の適正就学

学校の教育課程を学べる生徒を **選抜・選考**

中学校側も規則に従って

膨大な労力をかけて情報提供

適切な選考・選抜を行う必要

選抜を経た高校生が教育課程修得に適さない原因と対策

- ①生徒の状況が入学選抜後に著しく悪化した
⇒生徒状況が著しく悪化した原因を探り対処する
- ②中学校側が教育課程に適する選抜のための情報を提供しなかった
⇒適切な選抜を行えるための情報提供を中学校側に求める
- ③高校側が教育課程に適する生徒の選抜を適切に行わなかった
⇒教育課程に適する生徒の選抜が不適切な状況を改善する
A 教育課程の習得に適する生徒選抜を正しく行う
B 現状の生徒が習得可能な教育課程に変更する
C 生徒が課程を習得可能な環境を整備する(車いす対応 盲聾対応など)

性は否めません。入学選抜が適正に行われ、入学後に生徒や学校が課題解決を迫られる事態が起こらないよう期待します。
ることを期待します。

END